

第 1 1 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成20年 6月27日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市児童福祉センター（以下「児童福祉センター」という。）において保有する、ICD-10上での学習障害の定義が記載されている部分の説明文書及び発達障害者支援法上の学習障害をICD-10でどのように説明しているかわかる文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求を行った。
- 2 同年 7月11日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 7月14日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
ICD-10のどの部分に学習障害の定義が記載されているのかを非公開決定文書の中で明らかにすべきである。学習障害の診断をすることは、親等を混乱させるだけである。レセプトでの診断名は学習障害となっていることを説明すべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

ICD-10における学習障害の定義及び内容を記載した文書は、児童福祉センターにおいて作成及び取得していない。児童福祉センターが参考として所

有しているものは、医学書院から出版されている書籍であって、条例第 2 条第 2 号アに該当するため、行政文書には該当しないので、不存在による非公開決定をしたものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件請求文書について

- (1) 児童福祉センターの業務上、ICD-10による定義を確認する必要が出てきたような場合は、市販されている書籍等をもって確認することで足りると思われることから、児童福祉センターにおいて ICD-10における学習障害の定義と解説を示すような文書は作成されていないと認められる。

なお、児童福祉センターが参考としているものは、医学書院から出版されている書籍であって、条例第 2 条第 2 号アに該当するため、行政文書には該当しない。

- (2) したがって、本件請求文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 7月25日	諮問書の受理
7月31日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月 5日	実施機関の弁明意見書を受理
9月18日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するように再度通知
平成22年 7月13日 (第115回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
12月14日 (第120回審査会)	調査審議
平成23年 1月25日	答申

